

## 令和5年11月農業委員会総会議事録

令和5年11月22日午後3時00分、令和5年11月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

### 出席委員 23名

1番	金田	公隆	委員	2番	藤田	善明	委員	3番	岩谷	裕子	委員
4番	佐藤	修司	委員	5番	川村	陽彦	委員	6番	須藤	秀人	委員
7番	種澤	達也	委員	8番	町田	高司	委員	9番	石岡	千鶴子	委員
10番	三上	浩太	委員	11番	小林	政貴	委員	13番	石岡	人志	委員
14番	福士	章逸	委員	15番	小嶋	勇成	委員	16番	木村	芳文	委員
17番	平井	秀樹	委員	18番	成田	繁則	委員	19番	佐藤	剛郎	委員
21番	戸澤	幸彦	委員	22番	高橋	貴志	委員	24番	成田	毅	委員
25番	発森	弘義	委員	26番	前田	優考	委員				

### 欠席委員 3名

12番	小田桐	明	委員	20番	大湯	茂八郎	委員	23番	田村	眞裕美	委員
-----	-----	---	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----

### 出席事務局 8名

事務局長	吉田	秀樹	事務局次長	佐藤	祝幸
事務局次長補佐	伊藤	靖記	事務局主幹兼総務係長	高木	一誠
事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田	智恵子	事務局農地調整係長	曾根	奈美子
事務局岩木分室主幹	浅利	敏江	事務局主事	大浦	空

### 本日の会議に付した事件

- 議事録署名者の指名及び書記の任命  
議事

議案第60号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第61号	農地転用許可に係る意見について
議案第62号	農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第63号	農用地利用集積計画の決定について
議案第64号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第65号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第66号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報告第42号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第43号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第44号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第45号	非農地の判断について

[開始時刻 15 時 00 分]

事務局次長

ただいまから令和 5 年 11 月 農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願ひいたします。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席者の通告があります。議席番号 12 番小田桐明委員、20 番大湯茂八郎委員、23 番田村眞裕美委員の 3 名であります。ただいまの出席者数は 23 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。24 番成田毅委員、25 番発森弘義委員、1 番金田公隆委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 60 号を議題といたします。議案第 60 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1 ページをお開き願います。議案第 60 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 17,598 m<sup>2</sup>、畑 12 件 50,452.91 m<sup>2</sup>、合計 15 件 68,050.91 m<sup>2</sup>であります。また、使用収益権関係では、田 6 件 61,789 m<sup>2</sup>、畑 3 件 12,797 m<sup>2</sup>、合計 9 件 74,586 m<sup>2</sup>であります。このうち、第 3 条第 3 項関係が、畑 1 件 5,224 m<sup>2</sup>であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る 11 月 10 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、石岡人志委員、福士章逸委員、小嶋勇成委員それに私、木村であります。まず、3 条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。4 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 114 番について申し上げます。譲受人は、譲渡人である兄が所有する農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。譲受人は、農業法人の代表であり、農作業経験が豊富にあることから、技術力等、特に問題はないとの判断しました。受付番号 115 番について申し上げます。譲受人は、これまで知人や親戚の農地で農作業の手伝いをしておりましたが、自身で農業経営したいと思うようになり、知人の協力により、農地を取得する見通しがたたため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、親戚の指導の下、アスパラガスを栽培するとのことから、技術力等、特に問題ないと判断しました。15 ページをお開きください。農地法第 3 条第 3 項の使用収益権関係、受付番号 4 番、農地所有適格法人以外の法人による解除条件付の借受の申請について申し上げます。借受人である法人の代表は、自己所有の農地で 5 年程前から、さくらんば、及び桃を栽培しておりましたが、収量や品質が向上していくなかで、今後、規模拡大を

調査委員長 図つていきたいと思うようになり、法人の新たな事業として注力していきたいとのことから、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にして桃を栽培することから技術力等、特に問題はないとの判断し、農地法第3条第2項第2号及び第4号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第3項各号の要件を満たすことから、許可相当であると考えられました。なお、同条第4項の規定により、市に意見を求めた結果、申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議 長 現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(なし)

議 長 それでは、議案第60号について御審議願います御質問等ございませんか。

(なし)

議 長 議案第60号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないと認め、議案第60号については、許可することに決定いたします。次に、議案第61号を議題といたします。議案第61号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 17ページをお開き願います。議案第61号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田1件295m<sup>2</sup>、畠1件466m<sup>2</sup>、合計2件761m<sup>2</sup>であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長 事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長 はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。19ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号5番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号6番は、第1種農地で原則不許可となる農地区分でありますが、不許可の例外となる「集落に接続して設置する住宅」であることから、転用許可基準を満たすものであります。また、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議 長 現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

	(なし)
議長	それでは、議案第 61 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 61 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 61 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
	次に、議案第 62 号を議題といたします。議案第 62 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	21 ページをお開き願います。議案第 62 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が田 1 件 330 m <sup>2</sup> 、畠 2 件 1,528 m <sup>2</sup> 、合計 3 件 1,858 m <sup>2</sup> であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。23 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 4 番は、第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。受付番号 5 番はその他の第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可となる農地区分です。申請者がこのことを検討した結果において、申請地以外に目的を達成できる代替地がないこと及び不許可の例外となる「集落に接続して設置する住宅」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 6 番は、第 1 種農地で原則不許可となる農地区分でありますが、不許可の例外となる「集落に接続して設置される周辺居住者の必要な施設等」であることから、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第 62 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 62 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)

議 長

異議ないと認め、議案第 62 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 63 号を議題といたします。議案第 63 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

25 ページをお開き願います。議案第 63 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に基づき農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 23,608 m<sup>2</sup>、であります。また、使用収益権関係は、畑 1 件 3,430 m<sup>2</sup>であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長

本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議 長

それでは、議案第 63 号の計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長

議案第 63 号の計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないと認め、議案第 63 号の計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 64 号を議題といたします。議案第 64 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

29 ページをお開き願います。議案第 64 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 9 件 41,496 m<sup>2</sup>、畑 6 件 16,708 m<sup>2</sup>、合計 15 件 58,204 m<sup>2</sup>であります。また、使用収益権関係が、田 1 件 5,130 m<sup>2</sup>、畑 1 件 10,335 m<sup>2</sup>、合計 2 件 15,465 m<sup>2</sup>で農地中間管理事業に関する計画案であります。今回提出されました 17 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかる各要件を満た

事務局次長 す受人との調整にあたった結果、売買 15 件、貸借 2 件が整ったものであります。35 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 85 番から 87 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。37 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 19 番及び 20 番については、農地中間管理事業の実施に関する、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上であります。利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

(なし)

議長 それでは、議案第 64 号についてご審議願います。ご質問等ございませんか。

(なし)

議長 議案第 64 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないものと認め、議案第 64 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第 65 号を議題といたします。議案第 65 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 39 ページをお開き願います。議案第 65 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 2 件 10,225 m<sup>2</sup>であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長 事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長 41 ページをお開きください。受付番号 3 番及び 4 番につきましては、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターから新たな担い手に貸し付けられるものであり、令和 5 年 4 月の法改正を受けて従前の農用地利用配分計画に代わる農用地利用集積等促進計画を定めて権利を設定するものであります。内容につきましては、議案書記載のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであります。また受付番号 3 番および 4 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしており、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。

議長 それでは、議案第 65 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議長 議案第 65 号については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございま

議長	せんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 65 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。 次に、議案第 66 号を議題といたします。議案第 66 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	43 ページをお開き願います。議案第 66 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、農用地区域内の用途変更が 1 件 237.48 m <sup>2</sup> 、農用地指定が 1 件 18,663 m <sup>2</sup> であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。45 ページをお開きください。弘前市用途変更の整理番号 1 番は、変更後の用途区分が農用地区域内の農業用施設用地であり、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。次に、46 ページをお開きください。弘前市農用地指定の整理番号 1 番については、申出人が所有する農地で、国の補助事業の活用に向けて要件を整備するため、農用地区域内農地への編入の申し出があったものであり、現況からも農用地への編入は妥当と判断しました。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました以上報告いたします。
議長	それでは、議案第 66 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 66 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
小嶋勇成委員	聞いてもいいですか。
議長	15 番。
小嶋勇成委員	これ、許可得れば登記上どうなるんだっけ。登記上でも原野になるんべか。その辺のところを教えてもらえればなど。
曾根農地調整係長	こちらの農地なんですけれども、登記上は原野ということなんですが、現況が農地なので、こちらの農地台帳にはもう登載されているんですよ。なのでご本人が法務局で地目変更の手続きを取れば畠に変わります。
小嶋勇成委員	原野と農地ってば、また税金関係も変わってくると思うんだけどもその辺どうなんだっけか。
曾根農地調整係長	税金に関しては変わります。

小嶋勇成委員	あ、これは登記上の問題？
曾根農地調整係長	登記を農地に、畑に変えるには、本人が法務局の手続きが必要。
小嶋勇成委員	はい、わかりました。
議 長	他にありませんか。
金田公隆委員	はい、今のところちょっといいですか。
議 長	はい。
金田公隆委員	これ、国の補助金使ってってこと？
曾根農地調整係長	来年度使う予定です。
金田公隆委員	へばこれ変えないと。変えないと国の補助金通らない。ということです。
高木主幹兼総務係長	今、金田委員から国の補助要件として登記の地目、原野ではなく農地にしないと、補助金の対象にならないというお話をうたったと思います。りんご課、多分、国の補助金、改植の補助金なのかなとも思いますので、りんご課ともですね、内容を確認しながら必要であればその旨、ご本人さんに登記の地目の変更が必要だという旨を、お伝えしたいと思います。以上です。
金田公隆委員	あのね、実際私経験してるんですよ。登記しないと、後からとんでもないことになる。
高木主幹兼総務係長	はい、わかりました。
議 長	他にありませんか。
	(なし)
議 長	では、議案第 66 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 66 号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。
	次に、報告第 42 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	47 ページをお開き願います。報告第 42 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 7 件 106,343 m <sup>2</sup> 、畑 14 件 107,086 m <sup>2</sup> 、合計 21 件 213,429 m <sup>2</sup> であります。なお、届出理由につきましては、49 ページから 52 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 42 号について、御質問等ございませんか。

(な　し)

議　　長

次に、報告第 43 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

53 ページをお開き願います。報告第 43 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、4 条関係が田 1 件 157 m<sup>2</sup>、畑 1 件 261 m<sup>2</sup>、合計 2 件 418 m<sup>2</sup> であります。なお、届出理由につきましては、55 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長

報告第 43 号について、御質問等ございませんか。

(な　し)

議　　長

次に、報告第 44 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

57 ページをお開き願います。報告第 44 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 15 件 82,407 m<sup>2</sup>、畑 4 件 14,186 m<sup>2</sup>、合計 19 件 96,593 m<sup>2</sup> であります。なお、解約理由につきましては、59 ページから 60 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長

報告第 44 号について、御質問等ございませんか。

(な　し)

議　　長

次に、報告第 45 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

61 ページをお開き願います。報告第 45 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し、同通知第 4(3)ウに基づき関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田 2 筆 799 m<sup>2</sup>、畑 9 筆 20,489 m<sup>2</sup>、合計 11 筆 21,288 m<sup>2</sup> であります。以上であります。

議　　長

報告第 45 号について、御質問等ございませんか。

(な　し)

議　　長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 40 分]